

# 健康を守る

## みんなの国保



わが国は国民皆保険制で、国民はどれかの医療保険に加入しなければならぬことになっています。わが国の医療保険は大きく分けて二つの制度から成り立っています。一つは、会社員の健康保険や公務員の共済組合など、勤め人が加入する職域保険で、もう一つは地域住民が加入する国民健康保険です。したがって、職域保険に加入している人と生活保護を受けている人以外は、すべて国保に加入しなければなりません。そして、加入や脱退など家族に異動があったとき世帯主は、かならず十四日以内に市民課窓口へ届け出をお願いします。

### 一人ひとりが被保険者

国保へは世帯単位で加入し、加入の手続きは世帯主が行うことになっていますが、家族一人ひとりが皆、被保険者です。

一世帯に一枚の保険証が交付されます。同じ住居に住んで家計が一緒の人は同じ世帯となります。

住込の店員や使用人、お手伝いさんなどは、雇用主と同じ住居に生活しても、賃金の支払いがあり、生計が別であると認められる場合は、それぞれ別の世帯となります。



### もう一枚の保険証

保険証（国民健康保険被保険者証）は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、お医者さんにかかるときの受診券の役割を果たすものです。国保に加入すると一世帯に一枚ずつ交付されます。

修学のため、あるいは出稼ぎや長期旅行などの必要な時は、もう一枚の保険証を発行します。

しかし、修学のためもう一枚の保険証が発行されている場合、必要がなくなったり（卒業し、社会保険に加入した時など）は、必ず届け出をお願いします。



### 退職者医療制度七十歳未満の方

国保の被保険者で長い間、会社や役所などに勤め、厚生年金保険や共済年金をもらっている七十歳未満の人（通算老齢（退職）年金にあつては加入期間が二十年以上または四十歳以降十年以上の人）とその家族は、退職者医療制度によって診療を受けることとなります。

その場合の自己負担する診療費は次の通りです。  
○退職者本人：診療費の二割  
○扶養家族……外来受診は診療費の三割、入院は診療費の二割

※資格の発生と届出

退職被保険者の資格は、年金の受給権が発生した日に生じます。年金の受給権が発生すると年金証書が送られてきます。

年金証書が届いたら、十四日以内に届け出なければなりません。

〔届出に必要なもの〕

年金証書、印かん、保険証

## おとしよりの医療

年齢が七十歳以上（※一定の障害のある人は六十五歳以上……別添参考）になると、すべて老人保健制度により医療を受けることとなります。

しかし、老人保健の対象となつたからといっても、国保や社保（職域保険）を抜けるわけではあ

りません。

老人保健による医療は、七十歳の誕生日の月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

対象となる前の月の下旬に市役所から通知をしますので、通知を見て、申請に来てください。

※一定の障害のある人とは

- ①国民年金の障害基礎年金（一級、二級）の認定を受けた人
- ②身体障害者手帳の一級、二級、三級の全部、四級の音声言語機能障害、四級の下肢障害の一号、三号及び四号を受けた人などです。

